

あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議規約（改正案）

（目 的）

第1 日本一の産業県である愛知県が持つ水素利用のポテンシャルを生かして、再生可能エネルギー等から低炭素水素を製造し、利用する「あいち低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大を産・学・行政が一体となって推進するため、「あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催する。

（協議事項）

第2 推進会議は、低炭素水素サプライチェーンの構築に関する技術的支援、情報収集・発信、低炭素水素認証制度のあり方その他推進会議の目的を達成するために必要な事項を協議する。

（構成員等）

第3 推進会議は、別表1に掲げる構成員及び別表2に掲げるオブザーバーをもって組織する。
2 推進会議の構成員は、新たに構成員とすることが適当であるものを推薦することができる。
3 前項の推薦があった場合、推進会議の全構成員の同意により構成員とすることができる。

（座 長）

第4 推進会議に、座長及び副座長を置く。
2 座長は、会務を総理する。
3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

（会 議）

第5 推進会議は、座長が招集する。
2 座長は、必要があると認めるとき、構成員及びオブザーバー（以下「構成員等」という。）以外のものを推進会議に出席させることができる。
3 座長は、特定の事項について、具体的な検討作業を行うため、推進会議の下でワーキンググループを開催することができる。
4 推進会議の会議資料及び議事要旨は、会議終了後に公開する。ただし、公開することにより、構成員等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りではない。

（秘密保持）

第6 構成員等は、推進会議において知り得た活動内容を、他の構成員等に無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

（庶 務）

第7 会議の庶務は、愛知県環境部局地球温暖化対策課において処理する。

（その他）

第8 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 10 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 12 月 26 日から施行する。

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議構成員

区分	構成員	備考
学識経験者	東京工業大学 岡崎健 特命教授	座長
	愛知工業大学 鈴置保雄 教授	副座長
企業等	株式会社鈴木商館	
	中部電力株式会社	
	東邦ガス株式会社	
	トヨタ自動車株式会社	
	株式会社豊田自動織機	
	環境パートナーシップ・CLUB低炭素社会分科会	
行政機関	豊田市	
	知多市	
	愛知県経済産業局産業労働部	
	愛知県環境局	

(企業等は五十音順)

(別表 2)

あいち低炭素水素サプライチェーン推進会議オブザーバー

オブザーバー	備考
中部経済産業局	
中部地方環境事務所	
中部国際空港株式会社	